

尊いご意思を地域に役立てるために

西東京市社会福祉協議会では、ご自身や故人のご意思に応えるために
お香典の寄附、相続財産の寄附、遺言による寄附、を承っています。

詳しくは、総務課までお問合せください。電話 042-497-5061

■ お香典から寄附をする「香典寄附」

葬儀などでお香典をいただいた方々へ香典返しとして、一般的な品物を送る代わりに、相当する金額を地域福祉のために寄附する「香典寄附」という方法があります。ご会葬者様に対しましては、香典返しに代えて、香典の一部を西東京市社会福祉協議会にご寄附いただいたことをお知らせすることにより、故人とご遺族のお志が伝わることを思います。

■ 故人の財産を寄附する「相続寄附」

ご遺族の方が相続された財産を相続税の申告期限内（相続開始があったことを知った日の翌日から 10 か月以内）に西東京市社会福祉協議会に寄附した場合、ご寄附いただいた財産には相続税はかかりません。この税制上の優遇措置の適応には、相続税の申告期限内に西東京市社会福祉協議会が発行する「相続財産の寄附に関する証明書」を添付する必要があります。

■ 遺言による寄附「遺贈」

遺言により、自分の築いた財産を指定した人や団体に分けることを「遺贈」といいます。この方法により、財産の一部を受取人として西東京市社会福祉協議会を指定することができます。財産の寄附をご検討される場合には、手続きを確実に進めるために「公正証書遺言」による方式をお勧めします。